

行政書士伊藤精事務所 報酬額一覧表

097-533-6780

※ 下記報酬額には立替金(印紙、証紙代金等)は含まれていません。

※ 事情により加算されることがありますので予めご相談ください。 報酬額(円)

外国人入国・在留・国籍手続

在留資格認定証明書交付申請	58,000～	
(二人目以降は一人につき 17,000 が加算されます。)		
(在留資格「家族滞在」については 33,000 です。)		
在留資格変更許可申請(就職)	33,000～	
(雇用理由書、事業計画書等は別料金になります。)		
例:雇用理由書 8,000～ 例:事業計画書 15,000～)		
在留資格変更許可申請(離婚、死別等告示外定住の場合)	55,000～88,000	
在留期間更新許可申請(1年)	28,000	
(二人目以降は一人につき 8,000 が加算されます。)		
在留期間更新許可申請(3年)	35,000	
(二人目以降は一人につき 8,000 が加算されます。)		
在留期間更新許可申請(5年)	40,000	
(二人目以降は一人につき 8,000 が加算されます。)		
在留資格「投資・経営」認定証明書交付申請・変更許可申請	84,000～	
(理由書、事業計画書等は別料金になります。)		
永住許可申請(日本人の配偶者等の場合)	80,000	
永住許可申請(その他の在留資格)	100,000～	
国籍取得手続	50,000	
在留特別許可	要相談	
査証書類の作成(1回目)	33,000	
査証書類の作成(2回目)	20,000	
査証書類の作成(3回目以降)	10,000	
帰化申請	220,000	
(二人目以降は配偶者につき 60,000、子につき 20,000 が加算されます。)		

建設業関連手続

建設業許可申請(新規、知事)	110,000～	
(特定建設業及び大臣許可はご相談ください。)		
建設業許可申請(更新)	50,000	

建設業許可申請(追加)	50,000
建設業変更届出	28,000
経営状況分析、経営事項審査申請・実態調査立会	110,000～
(偶数年は 100,000 になります。)	
建築士事務所登録申請	68,000
測量業者登録申請	88,000
建築士事務所登録、測量業者登録変更届(更新)	44,000

会社等設立

会社設立手続	110,000
電子定款を作成します。公証役場での収入印紙代金 4 万円が不要ですのでお得です。	
一般社団、一般財団設立手続	110,000
地縁団体認可申請	170,000
事業協同組合設立認可申請	330,000
農事組合法人設立手続	138,000
宗教法人規則認証申請	200,000
特定非営利活動法人認可申請	98,000
宣誓供述、法務局公印確認、外務省公印確認、領事認証申請	65,000

陸海事関連手続

一般貨物自動車運送事業経営許可申請	280,000
介護タクシー事業経営許可申請	260,000
福祉有償運送登録	110,000
第一種貨物利用運送事業登録申請	110,000
貨物軽自動車運送事業経営届出書	70,000
抵当権登録(1 件)	28,000
倉庫業許可申請	280,000
保税蔵置場許可申請	250,000

環境関連手続

産業廃棄物収集運搬業許可申請(新規)	88,000
産業廃棄物収集運搬業(積替保管)許可申請(新規)	110,000
産業廃棄物収集運搬業許可申請(更新)	66,000
産廃収集運搬業の事業範囲変更許可申請	66,000
産業廃棄物収集運搬業変更届	28,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請	98,000

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請(更新)	72,000	
特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請		72,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届	28,000	
一般廃棄物収集運搬業許可申請(新規)	70,000	
一般廃棄物収集運搬業許可申請(更新)	50,000	
産業廃棄物処理施設等設置計画素案	138,000	
(関係法令調査のみの場合、110,000)		
産業廃棄物処理施設(許可対象施設)設置計画書	330,000	
産業廃棄物処理施設設置許可申請	280,000	
(上記処理施設は中間処理施設です。最終処分場についてはご相談ください。)		
産業廃棄物処分業許可申請	128,000	
産業廃棄物処分業許可申請(更新)	88,000	
産業廃棄物処理業変更届	40,000	
産廃処分業の事業範囲変更許可申請	78,000	
一般廃棄物処理施設設置許可申請	330,000	
一般廃棄物処分業許可申請	128,000	
一廃廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請	78,000	
特定施設設置届出書(騒音・振動)	48,000	
再生処理事業者登録	330,000	
解体業許可申請	280,000	
破砕業許可申請	280,000	

事業関連手続

古物商許可申請	58,000	
飲食店営業許可申請	44,000	
温泉掘削許可申請	110,000	
消防法令適合通知書交付申請	68,000	
旅館業営業許可申請	148,000	
酒類販売業免許申請	220,000	
薬局開設許可申請	110,000	
薬種商販売業許可申請	110,000	
煙草小売販売業許可申請	88,000	
貸金業登録申請(社内規則につき別料金)	220,000	
風俗営業許可申請(2号)	158,000	
風俗営業許可申請(7号)	158,000	
風俗営業許可申請(その他)	要相談	

風俗営業分割承認申請	88,000
労働者派遣事業許可申請	178,000
宅地建物取引業免許申請	78,000
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届	22,000
宅地建物取引業者免許証書換え交付申請	22,000
第1種、第2種旅行業新規登録申請	要相談
第3種旅行業新規登録申請	78,000

開発関連手続

農地法第3条許可申請	38,000
農地法第4条許可申請	78,000
農地法第5条許可申請	78,000
(第4条第5条共に届出は28,000)	
(大分市外は20,000が加算されます。)	
農地指定解除申請	68,000
開発行為許可申請(収用、分家、分譲)	別途御見積

権利義務・事実証明関連業務

内容証明郵便	33,000～
契約書	33,000～
離婚給付契約書	33,000～
遺産分割協議書	別途御見積
遺言、相続	別途御見積
遺言補助、公正証書補助	22,000～

※その他お気軽にご相談ください※

相談業務 30分 3000円 / 60分 5000円